



宮 崎 県 公 報

令和元年8月19日(月曜日) 第31号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

頁

告 示

○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(6件)……………(水産政策課) 1

告 示

宮崎県告示第 237号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年6月14日
発起人の住所及び氏名	日向市 (有)とべしま丸水産 代表取締役 児玉 才樹 日向市 (有)富丸水産 代表取締役 富山 昇
加入区 の 名 称	日向市第一加入区
区 域	日向市漁業協同組合の地区のうち旧富島漁業協同組合の地区
区 分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第 238号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月1日
発起人の住所及び氏名	延岡市 延岡水産開発 株式会社 代表取締役社長 岩切 幸久 延岡市 中島 養的
加入区 の 名 称	延岡市第一加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧延岡東漁業協同組合の地区
区 分	大型定置漁業

宮崎県告示第 239号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。)第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月1日
発起人の住所及び氏名	日南市 (有)平原水産 代表取締役 平原 千代信 日南市 幸智水産 株式会社 代表取締役 河野 好兼
加入区 の 名 称	外浦加入区

区	域	外浦漁業協同組合の地区
区	分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第240号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月1日	
発起人の住所及び氏名	児湯郡川南町 (有) 俵水産 代表取締役 俵 伸二 児湯郡川南町 (有) 海伸丸 代表取締役 児玉 博	
加入区の名 称	川南町加入区	
区	域	川南町漁業協同組合の地区
区	分	小型まぐろ漁業

宮崎県告示第241号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月1日	
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 岩田 巖 東臼杵郡門川町 黒木 光年	
加入区の名 称	庵川加入区	
区	域	庵川漁業協同組合の地区
区	分	小型まき網漁業及び小型まぐろ漁業

宮崎県告示第242号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号。以下「法」という。)第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

令和元年8月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

同意成立の届出年月日	令和元年7月8日	
発起人の住所及び氏名	日南市 (有) ハンエイ 代表取締役 稲田 繁男 日南市 (有) 辻水産 代表取締役 辻 重次	
加入区の名 称	日南市第三加入区	
区	域	日南市漁業協同組合の地区のうち旧鶴戸支所の地域及び大堂津支所の地域以外の地域
区	分	小型はえ縄等漁業、小型まぐろ漁業